

教育庁と東京都消費生活総合センターとの連携について

教育部門(学校現場)と消費生活部門(消費生活総合センター)の主な役割

【教育部門 (学校現場)】

学校現場では、学習指導要領に基づいて消費者教育に取り組んでいくとともに、消費生活部門で作成した教材や外部講師を活用することなどにより、効果的に消費者教育を推進

【消費生活部門 (消費生活総合センター)】

東京都消費生活総合センターでは、子供たちが巻き込まれやすい消費者トラブル事例や消費者教育に関連する最新情報の提供、学校教員が授業を行う上で役立つ実践的な内容の講座の開催などを通じて、学校関係者に消費者教育の意義への理解をより深めてもらうことを含め、学校現場を支援

1 消費者教育教材作成への協力・周知

(1) 消費者教育教材(消費者教育 DVD・WEB 版消費者教育読本)の作成にあたり、作成検討会等の委員に教育庁から教員の推薦を受けている。

- 平成 30 年度 WEB 版消費者教育読本
教育庁指導部高等学校教育指導課 指導主事 1 名、都立高等学校教員 1 名
- 平成 29 年度 消費者教育 DVD
教育庁指導部高等学校教育指導課 指導主事 1 名

(2) 消費者教育教材について、学校現場での活用促進に向け、連携して周知を行っている。

- 区市町村教育委員会向けの説明会で消費者教育教材を周知
- 教科別研究会等で消費者教育教材の活用について働きかけを実施

2 教員のための消費者教育講座の周知等

教員のための消費者教育講座(以下、「教員講座」という)の実施にあたり、後援名義を得るとともに、都立学校及び区市町村教育委員会に対する周知を連携して行っている。

- 教員講座について、東京都教育委員会からの後援名義を取得
- 教育庁指導部指導企画課長の通知により、都立学校長・区市町村教育委員会に教員講座開催の周知を依頼
- 都立学校校長連絡会など都立学校向け会議で、教員講座を周知
- 区市町村教育委員会向けの説明会で教員講座を周知
- 東京都教職員研修センター 初任者研修「課題別研修」に認定、同研修センターホームページに教員講座の内容を掲載

※教員講座は、東京都教育委員会のほか、東京私立初等学校協会、東京私立中学高等学校協会、東京都私学財団からも後援名義を取得している。